

各府省庁 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

出勤者7割削減を実現するための要請について

平素より大変、お世話になっております。

ご承知のとおり、令和2年4月7日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されました。同日に変更された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、「接触機会の提言に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわれることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」こととしています。

これに関して、各府省におかれては、所管の事業者等に対して、更なる取組みの要請をお願い致します。

1. 全事業者への出勤者削減の追加要請

具体的には、第28回新型コロナウイルス感染症対策本部（4月11日）における総理のご発言も踏まえ、中小・小規模事業者も含む全ての事業者に対して、

- ① オフィスでの仕事は、原則として自宅で行えるようにする。
- ② どうしても出勤が必要な場合も、ローテーションを組むことなどによって、出勤者の数を最低7～8割は減らす、
- ③ 出勤する者については、時差通勤を行い、社内でも人の距離を十分にとる、
- ④ 取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組みを説明し、理解・協力を求める

といった取組みを、基本的対処方針や参考資料に挙げた厚生労働省HP等を参考にしつつ、実施するよう要請をお願いいたします。

なお、基本的対処方針の別添に挙げている、指定公共機関や指定地方公共機関等の、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」については、上記に関わらず、「三つの密」を避けるため取組みなど十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者7割削減に取り組んでいただくよう、周知をお願いいたします。